

# 山梨県公報

第二千四百五十七号

平成二十六年

十月二十日

月 曜 日

## 目次

### 告示

- 道路の区域変更(四件)……………六一七
- 道路の供用開始(二件)……………六一八
- 農用地利用配分計画の認可の申請……………六一八
- 公共測量の実施……………六一九

## 告示

### 山梨県告示第二千九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十六年十一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区 間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南巨摩郡身延町栗倉字増野二一九番地先	旧	一三・五	一八七・〇	
から	新	四二・四		
南巨摩郡身延町栗倉字根岸六九六番の内一		一三・五		
地先まで				一八七・〇

四八・八

### 山梨県告示第二千九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年十一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 葦崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

区 間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
中央市二町畑字川久保八三番の三地先か	旧	七・一	八一・〇	
ら	新	七・八		
中央市二町畑字川久保二〇番の二地先まで		九・二		
		三六・一		八一・〇

### 山梨県告示第二千九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年十一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 葦崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
中央市一町畑字芝原八九五番地先から 中央市町之田字天満一六九番の三地先まで	旧	八・〇 八・八	七五・八
	新	八・〇 二六・九	七五・八

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第三百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年十一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
山梨市三富川浦字峠沢一八三番の一〇〇 地先から 山梨市三富川浦字峠沢一八三番の一〇〇 地先まで	旧	四〇・四 一〇五・一	六一・八
	新	五〇・四 一一一・四	六一・八

山梨県告示第三百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年十一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十日

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	白井甲州線	甲州市塩山上於曾字宮村一〇七 九番の二四地先から 甲州市塩山上於曾字宮村一〇七 九番の一八地先まで	三一・二	平成二十六年十月二十一日

山梨県告示第三百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年十一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	塩山勝沼線	甲州市塩山上於曾字宮村官有無 番地先から 甲州市塩山上於曾字宮村一一三 一番の六地先まで	三一・二	平成二十六年十月二十一日

公 告

● 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された農用地利用配分計画について知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年十月二十日

山梨県知事 横内 正明

一 農用地利用配分計画

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名	居住する市町村	所 在	面積(平方メートル)
奥秋 久	都留市	都留市川棚字南原六十八番 十外十七筆	六、七八五・三七

(詳細は、省略し、その関係書類を二の1に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。)  
二 縦覧の場所等

1 場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部農村振興課

2 期間

この公告の日から平成二十六年十一月四日までの山梨県の休日を除く日  
成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日

3 時間

午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

三 意見書の提出先等

1 提出先

二の1に掲げる場所

2 記載事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(二) 利害関係の内容

(三) 意見

3 提出期限

平成二十六年十一月四日

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により、平成二十六年十月八日付けで南アルプス市から次のとおり公共測  
量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年十月二十日

山梨県知事 横内 正明

一 作業種類 公共測量(道路台帳作成)

二 作業期間 平成二十六年十月二十日から平成二十七年二月二十七日まで

三 作業地域 南アルプス市の一部

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番